



年金共済《ひろがり》のお手続き



1. 退職時の手続き

お勤めの会社を退職する場合は、年金受給 または
一時金受取り（全部解約）の手続きが必要となります。

※再就職または雇用継続等により、電通共済生協の職域組織で
お勤めし、総合共済加入を継続される場合は、満65歳の年度
末まで積立契約を継続することができます。

2. 積立金の受取方法（3つの選択肢）

- ① 年金受給をすぐに開始する
- ② 年金受給を先延ばしする（据置：1年単位で最長10年）
- ③ 一時金で受取る（全部解約）

3. 年金受給（据置を含む）を希望する場合

- ① 『年金報告書』を提出 ⇒ 労連共済本部へ郵送
- ② 手続き類一式を自宅郵送（提出した月の翌月下旬）
- ③ 『年金・繰延（据置）申出書』等を返送（郵送）
- ④ 年金受給または据置の開始

※年金報告書は退職月の前月から遅くとも退職月内に提出して
ください。提出が遅れると退職時の任意積立や年金受給がで
きなくなる場合があります。

※説明会に参加した場合は、当日、年金報告書を配布・記入・回収
し、組合がとりまとめて労連共済本部に郵送します。

4.年金受給に必要な原資額

年金受給を選択するためには、年金月額が2万円以上になる年金原資額（最低120万円）が必要です。

※年金原資額が不足している場合は、受給手続き時の任意積立で年金原資額を積み増しすることができます。

※年金受給手続きの際に、積立金の一部を受取ることができます。

5.年金の種類

	受取期間	特徴/備考
確定年金	5年・10年 15年・20年	はじめから最後まで同額の年金を受取る。
重点給付型 確定年金	10年・15年 20年	当初5年間の受取額を厚くし、6年目以降は当初の50%の金額を受取る。
終身年金	本人存命中	終身タイプ。15年保証期間付き
夫婦連生 年金	本人または 配偶者存命中	配偶者を含めた終身タイプ。15年保証期間付き。保証期間満了後、本人死亡で配偶者が受取る場合は、当初の80%の金額を受取る。

6.年金のお支払い

①偶数月の15日（土日祝日は翌営業日）に、支払日の前月分までの年金（通常2ヵ月分）を年6回支払います。

②初回支払日 6月15日（4月・5月の2ヵ月分）

※手続きが遅れると、初回支払日が遅くなります。

（8月16日支払の場合は、4月～7月の4ヵ月分）

7.一時金としての受取を希望する場合

① 全部解約請求書を提出 ⇒ 労連共済本部へ郵送


② 年間スケジュールに沿って労連共済本部で受付処理

③ 締切日から概ね1ヵ月後に、指定口座に解約金を振込

8.その他

積立金の受取方法を決めかねている場合は、まず「年金報告書」を提出してください。年金受給手続きの流れの中で全部解約への変更は可能ですが、全部解約請求書提出後、年金受給に変更できません。

【年金報告書 記入例】

本部用												
年金共済〈ひろがり〉年金受給・据置移行手続きを希望される皆様へ												
《ひろがり》年金報告書												
<p>年金受給資格が生じ、年金受給・据置移行手続き希望の方はこの用紙にご記入ください。 この報告書にもとづき、年金受給・据置移行の手続き諸資料を本部受付の翌月下旬にご自宅に郵送します。 年金受給・据置移行資格は次のいずれかに該当がある方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全退職される方 ・満60歳になってはじめて迎える4月1日以降の方 												
<p>ご提出前にお読みください</p> <p>【据置とは】積立終了後、すぐに年金を受け取らずに受取開始を先延ばしにすることです。</p> <p>【年齢が59歳以下の方】 完全退職された方が年金受給・据置移行の手続きができます。 (関連会社に再就職される方は、積立を継続できる場合がありますので、組合にご相談ください。)</p> <p>【年齢が60歳以上の方】 完全退職される方 毎月の積立はできなくなり、退職月の翌月から年金受給・据置移行になります。 *〈ひろがり〉年金報告書は退職月の1ヶ月前から受付できます。</p> <p>お勤め継続の方 毎月の積立を終了して、年金受給・据置移行することができます。 *年金受給・据置移行開始は満60歳で迎える4月1日以降となります。</p> <p>【ご注意ください】 60歳になられた以降も、賃金控除可能な関連会社に再雇用され、引き続き年金共済〈ひろがり〉の積立を希望される方は本書類の提出の必要はありません。本書類を提出すると年金受給・据置移行の手続きとなり、毎月の積立が終了します。</p>												
<p>年金報告書はご記入後、下記に郵送してください。 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー 16F 労連共済本部 年金担当 Tel.03-5297-6171</p>												
記入年月日	20	●●	年	3	月	1	日	(通信欄)				
区分コード	R	0	5	0	0	0						
個人コード	R	0	0	0	0	0	0				1	
フリガナ	ロウレン イチロウ						性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 				
契約者氏名	労連 一郎											
生年月日(西暦)	19 ●● 年 5 月 14 日						契約者の続柄 契約者死亡年月日 20 年 月 日					
フリガナ												
受取人氏名 (契約者死亡の場合のみ記入)	契約者死亡の場合のみ記入)											
年金資料送付住所(自宅)	〒110-0000 東京都千代田区御茶ノ水1-1-3											
電話番号	03			- 9876			- 5432					
日中連絡先	090			- 9999			- 9999					
59歳以下の方	退職年月日					最終掛金引去り月						
	20	!	年	月	日	20	年	月				
60歳以上の方	下記①②いずれか該当に○をつけて、矢印に沿って必要項目をご記入ください。											
	①	完全退職	→			退職年月日	20	21	年	3	月	31
	②	継続して働くが積立を終了する	→			最終掛金引去り月※	20	年	月			
※最終掛金引去り月は、本報告書をご提出いただいた当月もしくは翌月以降となります。												
161 2-33(新)												

【全部解約請求書 記入例】

ひろがり

年金共済《ひろがり》 全部解約請求書

本部 日本生命

労連共済本部 経由
日本生命保険相互会社 行

下記のとおり年金共済の解約・解約請求をします。また、下記給付金の請求の際、保険契約者から保険会社（共同で(受)会社等を含む）へ提出される本紙等ならびに、送付書等に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で提供されることならびに、各種保険支払事務に利用されることを同意します。

記号	証券番号	組合	団体コード
970	91800100100001		

※各分会に提出ください。本紙内を記入ください。

請求記入年月日 西暦 20 XX 年 8 月 1 日

受付番号	区分コード	個人コード
	R05000	R0500000

〈契約者項目〉

契約者氏名		性別	生年月日	請求事由
フリガナ	ロウレン サブロウ			
漢字	姓 労連 名 三郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	19520514	<input checked="" type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 中絶 <input type="radio"/> 死亡

解約年月日	最終掛金納付年月
20XX0331	20XX03

(死亡の場合は、死亡年月日)

〈受取人項目〉

1枚目のみ押印（シヤドハシ印不可）※受取印をください。

受取人氏名		契約者から見た受取人の続柄 (死亡請求の場合下記に○をしてください)	
フリガナ	ロウレン サブロウ	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 配偶者 <input type="radio"/> 子 <input type="radio"/> 孫 <input type="radio"/> 兄弟姉妹 <input type="radio"/> 養親 <input type="radio"/> 養子 <input type="radio"/> その他	
漢字	姓 労連 名 三郎		
フリガナ	トウキョウト	チヨダク	オチャノミズ
〒	110-0000	東京都	千代田区御茶ノ水 1-1-3

送金先	金融機関名 (ゆうちょ銀行は取扱いできません)	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
フリガナ	チュウオウ	フリガナ オオテマチ	<input checked="" type="radio"/> 普通 (総合) <input type="radio"/> 貯蓄	0000001	カカガ ロウレン サブロウ
漢字	中央	大手町			

- この請求書が提出されますと、任意積りも含め積立金を全額一時金で払戻します。
- 解約請求書の締切（労連共済本部締切）は毎月15日（土・日・祝日の場合は前営業日）ですのでお早めに請求してください。送金日は締切日の翌月10日頃になります。
- 解約年月日は解約請求書が締切日までに労連共済本部に到着した月の末日となります。到着が遅れますと解約月は翌月にずれ込むことになりますのでご注意ください（死亡の場合は、死亡年月日を記入ください）。
- 任意積立契約のみの解約はできません。
- 解約処理した翌月から満金控除は0円になります。
- 請求書の内容を訂正された場合は二重紙で封筒のうえ、訂正印（受取人）の印を押印ください。

日本生命処理欄		
処理	所長	決裁

分会受付日	西暦 20 年 月 日	支店受付日	西暦 20 年 月 日
分会(組合)名		支店(組合)名	
分会長 (組合代表者)		支店長 (支店代表者)	

〈幹事会社〉 日本生命保険相互会社

企業保険サービス 211 (保10) 4×10×1,000 (郵票 584-0197) K08-1730

印を押す必要は、ありません。

契約者ご本人の口座を記入